

第6章 推進体制等

1 計画のフォローアップ

計画に掲げた事業について定期的に進行管理・成果分析・評価等を行うことにより、計画のフォローアップを行っていきます。

2 推進にあたっての留意事項

- 市町村の老人福祉計画及び介護保険事業計画が円滑に推進されるよう、市町村に対し、必要な技術的助言や支援を行い、必要に応じて広域的な観点から施設整備や各種事業の取組に向けた支援や調整等を行います。
- 市町村による介護保険等対象サービスの需要の把握等を進めるための具体的な分析や評価等が個人情報の取扱いに配慮しつつ円滑に行われるよう、支援を行います。
- 県関係部局・関係機関・団体と密接な連携を図り、各種施策相互間の十分な調整を行うとともに、民間との協働による高齢者施策の推進を図ります。
- 事業評価や情報公表等を行い、県民に対する施策推進の透明性を確保します。
- 県民意見の反映に努めるとともに、各種施策の広報等を積極的に行い、県民の理解と協力を得られるよう努めます。
- 法令改正等の全国的な対応が必要となる課題については、国に対して積極的な提案や要望を行います。
- 状況の変化に応じて、計画に掲げられていない事業についても積極的に取り組みます。

3 計画の見直し

計画の最終年度にあたる令和5年度中(2023)に、第9期計画策定に向けた見直しを行いますが、計画を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に見直しを行います。